





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年6月25日(火) 号 外(第5号)

## ■ 目 次

~-==

規 即

○群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(自然環境課)

2

## 規

則

所持許可証番号」以、 ライフル射撃場

をここに公布する。 群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 令和六年六月二十五日

群馬県知事 Щ 本

太

ライフル射撃場

## 群馬県規則第三十七号

規則 群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する

規則第二十三号)の一部を次のように改正する。群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則 (昭和四十七年群馬県

別記様式第一号中「紫ඐ獅の型囲」を「型囲」に、 を

庚 用銃器許可 光 光

ライフル射撃場 銃砲所持許可証番号 「空気銃(プリチャージ式 それ以外) に、

ライフル射撃場 空気銃(プリチャージ式 散弾銃 (スラッグ弾) それ以外)

大口径ライフル 小口径ライフル

を

散弾銃 (スラッグ弾) 大口径ライフル 小口径ライフル

に、

会議室一 会議室二

研修室

ω 12 団体使用の場合は、別紙を添付すること。

※印欄は、記入しないこと。

の記載は不要とする。 研修室、会議室一及び会議室二の使用の場合は、銃砲所持許可証番号欄

び会議室二の使用の場合は、添付不要とする 団体使用の場合は、別紙を添付すること。ただし、 研修室、 会議室 

※印欄は、記入しないこと。

同様式別紙中 を

別記様式第二号中「辉幡編の利用」を「利用」に、 使用銃器許可番 号 銃砲所持許可証 番 号 使用銃器許可番号」や「銃砲 に改める。

> 会議室-研修室 公議室二 午前 午後 午前 午後 午前 超過時間1時間までごとに 時間までごとに

める。

午後

 $\mathbb{H}$ 

 $\mathbb{H}$ 

 $\mathbb{H}$ 

田

を

附 則

に

2 1 条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、 ることができる。 この規則の施行の際現に改正前の群馬県安中総合射撃場の設置及び管理に関するこの規則は、公布の日から施行する。 適宜補正して使用す

大口径ライフル 小口径ライフル 空気銃(プリチャージ式 それ以外) 大口径ライフル 小口径ライフル 空気銃(プリチャージ式 それ以外) 散弾銃 (スラッグ弾) 超過時間1時間までごとに 会議室二 を に改める。  $\mathbb{H}$ 

会議室一 |散弾銃 (スラッグ弾)

研修室

別記様式第四号中

 $\mathbb{H}$ 

 $\mathbb{H}$ 

 $\mathbb{H}$ 

を

 $\mathbb{H}$ 

に改

毎週火、金曜日発行

群 馬 県 発 行

> 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111